

＼より魅力あるまちへ／ 「文化芸術イベント開催支援補助金」を新設！

東浦町では、文化芸術に触れる機会の一層の創出を促し、町民が文化芸術に親しむ、魅力あるまちとするため、今年度より文化芸術イベントの初回開催経費を補助する「東浦町文化芸術イベント開催支援補助金」を新設しました。

●対象者 文化芸術イベント等を開催する団体

●補助対象事業（※①～⑤すべてに該当する事業）

- ①町内で行う事業であって、町民に対し、文化芸術に触れる機会を供する事業
- ②参加者を限定せず、特定の受益者を対象としない事業
- ③来場者が 200 名以上見込まれる事業
- ④継続的な開催が見込まれ、かつ、過去に開催実績がない事業
- ⑤補助金の申請をした日が属する年度内に完了する事業

●補助対象経費

- ・講師や協力者に対する謝礼等
- ・消耗品費、チラシ・ポスター等の印刷製本費等
- ・保険料等
- ・会場使用料、機械・器具のレンタル料等
- ・その他経費

●補助率 10 分の 10（上限 20 万円）

●申請方法

補助対象事業を実施する前に、必要書類を学び支援課に提出

- ・交付申請書
- ・事業計画書（任意様式）
- ・収支予算書
- ・規約その他の団体等の概要がわかる書類

【町ホームページ】



■問い合わせ

東浦町学び支援課 ☎0562-83-9567（メモリー とんがったスタイル 文化センター）担当：長谷川